

## R5年度に開講する委託訓練（介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科）について

令和5年度に開講する委託訓練（介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科）は国の令和5年度予算成立を条件とし、介護未経験者等の介護分野等への就職や職場定着を促進するための「介護分野・障害福祉分野への就職支援パッケージ事業」の対象となります。（令和3年度末までの予定でしたが、国の予算が成立した場合、令和5年度末まで継続される見込みです。）

### 1 事業の概要

介護未経験者等の介護分野等への就職や職場定着を促進するため、介護分野の委託訓練において、訓練生の就業希望に沿った複数（2ヶ所以上）の職場体験・見学等を実施した場合は、訓練委託料の上乗せ（1人当たり1万円）を行う（令和5年度末までの時限措置）。

### 2 委託料を上乗せする訓練コースの要件等

#### (1) 対象訓練

介護職員初任者研修、介護職員実務者研修（仕様書9ページに記載）

#### (2) 職場見学等の要件

- ① 職場実習、職場見学、職場体験（以下「職場見学等」という。）のいずれかを実施すること。（職業人講話のみは不可）
- ② 訓練生の就業先の希望（特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設など）が多様であることを踏まえ、複数（2ヶ所以上）の職場見学等を行うこと。

#### (3) 職場実習等の実施時間

下限は6時間以上、上限は総訓練時間の2割以内とする。

介護職員初任者研修：訓練日数5日間を標準とする

介護職員実務者研修：訓練日数10日間を標準とする

#### (4) 職場見学等の実施方法

職場見学等は、原則として現場での実施を基本とするが、職場見学はオンラインでの実施も可とする。

#### (5) 確認方法

- ① 職場見学等を実施する訓練実施機関は、カリキュラムにその時間を設定するとともに、企画提案書提出時に「職場見学等実施計画書」（別紙4-1）を提出すること。
- ② 訓練実施機関は、訓練修了後、県に「職場見学等実施報告書」（別紙4-2）を提出すること。訓練修了者（中途退校者であっても2ヶ所以上の施設で職場見学等を実施した者は含む）の8割以上が2ヶ所以上の施設において職場見学等を実施した場合に委託料の上乗せの対象とする。